

## 第 2 章

これまでの取組と今後の施策展開

前章で掲げた12の基本方策を推進するにあたって、これまでの取組と課題を踏まえた上で、本県の次代を担う子ども・若者の育成と社会的自立の実現を目指して、以下のとおり施策展開を図っていきます。

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

**基本方策① 「日常生活能力」と「学力」の向上、「多様な活動機会」の確保 重点**

【これまでの取組と課題】

### ●**道徳教育の推進**

道徳教育は、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、人としてよりよく生きていく上で欠くことのできないものであり、その充実が一層求められています。

本県では、「道徳教育推進のための基本的な方針」及び「道徳教育の手引き」の策定、道徳教育映像教材及び道徳教育読み物教材の作成、教員への研修機会や情報の提供、全ての県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の導入など、全国に先駆けて道徳教育の充実を進めてきました。

このことも踏まえ、現在、国において進められている道徳の時間の教科化に向けた検討を注視しつつ、学校における指導体制の充実や教員の指導力の向上、道徳教材の開発などに引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、学校、家庭、地域<sup>1</sup>及び行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して子どもたちの道徳性を高めるための取組を推進していくことが必要です。

### ●**基本的な生活習慣の形成**（P55～P56 参考資料 4(1)(2)参照）

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。国においては、早寝早起きや朝食をとるといった子どもの望ましい基本的な生活習慣を育て、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。

<sup>1</sup>本プランでは、「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」に準じ、「家庭・学校・地域」の表記を基本としています。ただし、本記載のように「千葉県教育振興基本計画」など、個別計画で「学校・家庭・地域」の順で表記されている箇所は、その順序に沿った内容としています。

県が行った小学生及びその保護者等を対象とした実態調査（「学童期からの生活習慣病予防事業報告書（平成 23 年 3 月）」）においても、「早寝・早起き・朝ごはんが実践できている子どもは肥満が少なく、他の生活習慣も全般に良好で、精神的安定性等も優れていること、保護者の生活習慣が子どもの生活習慣に大きな影響を及ぼしていること」等が明らかになっています。

この結果を踏まえ、学童期の子どもとその保護者等を対象に普及啓発活動を行ってきましたが、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るため、また、自己管理能力を身につけるための基礎づくりとして、規則正しい生活習慣の確立・定着を図ることが必要です。

さらに、家庭・学校・地域が連携し「ちばの恵み」を取り入れた食育を推進することが必要です。

### ●健康な体づくり

子ども・若者の体力・運動能力は、この 10 年間では緩やかな上昇傾向となっているものの、基礎的運動能力は、体力水準の高かった昭和 60 年度と比較すると、総じて依然低い水準にあり、その改善のためには、幼児期から日常の外遊び等の運動を定着させることが必要です。

健康や体力は、「生きる力」の基本であり、子どもたちに「健やかな体」を育むことが大切です。

### ●確かな学力の向上

変化の激しい現代社会を生き抜くため、子どもたちに「確かな学力」を育成することが求められており、繰り返しや習慣化を重視して基礎的・基本的な知識・技能を習得させることが必要です。

さらに、体験活動や言語活動を通して、思考力・判断力・表現力等を育成していくことも重要です。

また、子どもたちに主体的に学びたい、意欲的に取り組みたいと思わせることにより、学びは飛躍的に進みます。

平成 26 年度「全国学力・学習状況調査」の結果によると、教科に関する調査については本県の公立学校の児童生徒の正答数及び平均正答率は概ね全国平均と同程度であり、児童生徒の正答数の分布状況も全国の状況とほぼ同様となっています。

県では、平成 23 年度に「ちばっ子『学力向上』総合プラン(ファイブアクション)」を策定し、教員の授業力向上、子どもたちの学びの支援などの視点から重点的に取り組んできました。

これらの取組を適切に評価し、不断の見直しを行いながら、子どもたちの学力向上を図っていくことが必要です。

### ●読書活動の推進

平成 25 年 2 月に国立青少年教育振興機構が公表した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」の報告書によると、「子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、『未来志向』『社会性』『自己肯定』『意欲・関心』『文化的作法・教養』『市民性』のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。」という結果が出ています。

また、平成 25 年全国学力・学習状況調査によると、読書が好きな子どもは、小学生にも中学生にも多くいることがわかりますが、一方、ひと月に一冊も本を読まなかった本県の小学生の割合は 11.5%、中学生は 18.6%となっています。

子どもが本に親しみ、好きになり、読書が習慣になるためには、子どもが本の楽しさを感じ、味わうことのできる機会の充実が必要です。同時に、社会全体が連携して読書環境づくりを進めていくことが必要です。

### ●体験活動の推進 (P56 参考資料 5 参照)

異年齢の子どもや異世代と交流する体験の少なさ、集団での生活体験や自然体験の減少など、五感を通して学ぶ体験活動の機会が少ないまま成長する子ども・若者が増加しています。このことが、意欲の低下やコミュニケーション能力の低下につながっているという指摘もあります。

このため、様々な体験活動に参加することにより、社会や自然、芸術文化などへの興味や関心を高めたり、他者との関わりの中で、考える力、判断する力、行動する力、向上心を身につけることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

### ●社会の一員として必要な力を育む教育の推進〔新規〕

子どもたちが将来、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会の様々な事象に興味や関心を持ち、課題を共有し、他者と協働して解決していく力を身につけることが大切です。

このため、法律や通貨の仕組みなど社会のルールに関する学習や、租税や労働、選挙など社会人として必要な資質・態度を養成する教育、環境に配慮して主体的に行動できる人材を育てる環境教育、時代や社会に応じた実践的な能力を身につける消費者教育等の課題解決型学習の充実を図ることが必要です。

## ●人権や男女共同参画への意識づくり

県では、「千葉県人権施策基本指針<sup>2</sup>」に基づき、各種人権施策を推進してきた結果、様々な人権教育・人権啓発が行われています。しかしながら、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに対する人権問題は依然として存在するとともに、最近では、東日本大震災や原発事故による被災者・避難者への対応や、一部の外国人に対するヘイトスピーチといった新たな社会問題も生じています。

他人を思いやり、お互いの人権や個性を尊重し、多様な文化や価値観を認め合うなど、子どもたちの豊かな人間性を培うため、人権教育の推進や教職員の資質向上などに努めてきたところですが、引き続き、知識だけではなく、日常の態度・行動に現れる人権感覚を身につけられるよう人権教育を推進していくことが必要です。

また、あらゆる場で男女がお互いを尊重しつつ、共に責任も分かち合い、一人ひとりがいきいきと個性や能力を発揮し、安心して暮らせる男女共同参画の理解促進のため、講座を開催してきました。今後も、男女共同参画の視点に立った教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

### Column：教育振興基本計画

千葉県では、平成27年2月に、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（第2期千葉県教育振興基本計画）を策定しました。これは、第1期計画の後継計画として、千葉県教育の目指す姿である元気な子ども、元気な県民及び学校・家庭・地域を実現するために、平成27年度から5年間で取り組む重点的な施策や取組を示したものです。

志を持ち、様々なことに果敢にチャレンジしていく子どもたちの育成を基本目標の一つに掲げるとともに、いじめ防止対策や幼児教育の推進などを、新たな重点施策に位置付けています。

また、県の部局間の連携を重視し、キャリア教育、特別支援教育、公立私立学校の連携、オリンピック・パラリンピックへの対応、貧困対策など、取組の充実を図っていきます。

<sup>2</sup> 人権施策基本指針：県が進める人権施策の基本的な考え方を示す指針。「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念とする。平成16年策定、平成27年改定。

## 【主な施策】

### ○道徳教育の推進（指導課）

- ・「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付し、道徳教育の推進を図ります。

### ○基本的な生活習慣の形成（健康づくり支援課、安全農業推進課、生涯学習課、学校安全保健課）

- ・子ども・若者が生活習慣について学び、考え、規則正しい生活を身に付けるための取組を行います。
- ・家庭・学校・地域が連携し、よりよい食生活を実践していけるように食育を推進します。

### ○体力向上（体育課）

- ・子どもたちが体を動かし、運動に親しむ習慣を身に付けることで、健やかな身体を育み、体力の向上が図られていくよう取り組みます。

### ○確かな学力の向上（指導課）

- ・「全国学力・学習状況調査」の結果分析を踏まえ、学力向上策の実施や児童生徒の学習支援のため学習サポーターの派遣を推進します。

### ○読書活動の推進（生涯学習課）

- ・「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、図書館、ボランティア等が連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備及び子どもの読書活動の普及啓発を図ることで、読書好きな子どもを育て、読書県「ちば」を推進します。

### ○体験活動の推進（生涯学習課、指導課、文化財課）

- ・青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供、通学合宿事業の推進、美術館や博物館における体験事業の活用、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の更なる効果的な活用推進などを通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

### ○文化芸術活動の推進〔新規〕（県民生活・文化課、文化財課）

- ・文化芸術活動を通じて、子どもや若者が文化芸術にふれる機会を提供することにより、子ども・若者の情操のかん養を図るとともに文化芸術に対する参加の機運を醸成します。
- ・若者の文化芸術活動の支援を行います。



### ○環境学習の推進（環境政策課）

- ・環境に配慮して主体的に行動できる人材を育てるため、体験型の講座の開催や指導者研修、情報の提供などにより、環境学習を推進します。

### ○消費者教育の推進〔新規〕（生活安全課）

- ・子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。

### ○人権教育の推進（健康福祉政策課、指導課）

- ・幼児・児童・生徒の発達の段階と地域の実情に即して、各教科などの特質に応じた人権教育を教育活動全体を通じて計画的に推進します。

### ○男女共同参画の推進（男女共同参画課）

- ・男女共同参画への理解を深めるための意識啓発活動を行います。



Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

## 基本方策② 健康と安心の確保

### 【これまでの取組と課題】

#### ●心のケアのための相談体制の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変わる中、不登校、暴力行為、いじめ、自殺、虐待などが依然として問題となっています。

これらの大きな要因の一つとして、無気力、孤立感、精神的不安など子どもたちの心の問題があり、子どもたちの悩みや不安を受け止めるため、スクールカウンセラー<sup>3</sup>の配置拡大など相談体制の充実や関係機関・団体と連携した支援等、子どもたちの心のケアを行うことが必要です。

また、セクシュアル・ハラスメント<sup>4</sup>など、性にかかる問題は、自発的な相談がしにくい一面を持つことから、子どもたちが相談しやすい場面、機会をつくることが重要です。

#### ●飲酒・喫煙の防止

未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止されていますが、多くの喫煙者が未成年の頃から喫煙を開始しており、本県の「平成25年度生活習慣に関するアンケート調査」結果によると、20歳未満の吸い始めが29.3%にのぼっています。

また、飲酒についても、平成24年度厚生労働科学研究補助金「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」の結果によると、中学生の約31.4%、高校生の約52.2%に飲酒経験があるとされています。

未成年者は、成人よりも酒・たばこによる健康への影響が大きく、アルコール依存症やニコチン依存症になりやすいため、これらの健康被害から守ることが重要であり、発達段階に応じた教育が必要です。

#### ●性教育等の充実

厚生労働省エイズ発生動向調査によると、平成25年のHIV感染者・エイズ

<sup>3</sup>スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

<sup>4</sup>セクシュアル・ハラスメント：日本語で「性的嫌がらせ」という意味で用いられる言葉であり、略してセクハラと言われることもある。相手を不快にさせる性的な言動をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントとなる。



患者併せて 1,590 人（平均すると 1 日当たり 4.4 人）が新たに報告されました。平成 25 年までの累計数では、全国では 23,015 人で、千葉県は 1,178 人となっており、全国で第 5 位に位置しています。

また、性感染症のうち、特に性器クラミジア感染症は、県内の医療機関から報告のあった患者の約 9 割が 10 歳代から 30 歳代で、その 6 割以上が女性です。性感染症はそのまま放置すると、特に女性は不妊症や子宮外妊娠、流産や早産の原因になります。

生涯にわたる健康な体の維持増進と、健康な子どもを産み育むためにも、性感染症の予防等の指導をはじめとする性に関する教育については、子どもたちの発達段階に応じた取組と、性感染症についての一層の予防啓発活動が必要です。

## ●デート DV の予防

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成 24 年 3 月公表）によると、交際相手からの被害経験があったという回答が、女性 13.7%、男性 5.8%となっています。

また、ちば県民共生センター（現千葉県男女共同参画センター）が平成 22 年度に行った「デート DV<sup>5</sup>に関する大学生意識調査」では、男女とも 20%近くが何らかの被害を受けたと回答しています。

若者が「DV は犯罪となりうる行為を含む人権侵害である」ことを認識し、自分たちの問題として「暴力とは何か」、「相手を尊重する関係とは何か」等について考えることが、青少年の健全な育成、更には将来にわたる DV 防止においても非常に重要です。



---

<sup>5</sup> デート DV：若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。DV はドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者間、パートナー間の暴力をいう。

## 【主な施策】

### ○心のケアのための相談体制の充実（学事課、児童家庭課、指導課、教職員課、子どもと親のサポートセンター）

- ・セクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握し、効果的防止策を講ずるとともに、相談窓口の周知を図り、よりよい学校環境づくりを進めます。
- ・様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー<sup>6</sup>の活動の充実により、各学校における教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・各児童相談所に配置された、児童福祉司や児童心理司等職員の更なる専門性の向上を図り、被虐待児等への心理的ケアの充実に取り組みます。

### ○飲酒・喫煙防止（健康づくり支援課、県民生活・文化課、指導課、学校安全保健課、少年課）

- ・早い段階からの飲酒・喫煙がもたらす健康被害の啓発や、受動喫煙などの防止に取り組めます。
- ・未成年者の飲酒・喫煙がもたらす心身への悪影響や問題を正しく理解できるように、保護者向けのリーフレットを配布し、啓発を行います。

### ○性教育等の充実（疾病対策課、学校安全保健課）

- ・学校等における、発達段階に応じた性教育及びエイズを始めとした性感染症の予防のための啓発を進めます。

### ○DV 予防教育の推進（男女共同参画課）

- ・若者が DV について考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

---

<sup>6</sup> スクールソーシャルワーカー：児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標 2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

### 基本方策③ 社会形成への参画支援・社会参加の促進 **重点**

#### 【これまでの取組と課題】

##### ● ボランティア活動への参加促進

県民のボランティアへの参加経験は、増加傾向にあるものの、まだ少ない状況です。十分な情報がない、活動に参加する時間がないことが県民のボランティア活動への参加を妨げている要因となっています。

社会的な課題を解決することを目的とした社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会となります。

そこで、社会貢献活動を行っている企業や日本赤十字、社会福祉協議会などの団体、市民活動団体等と連携しながら、社会貢献活動に身近に取り組める場や機会を提供し、子ども・若者の主体的なボランティア活動への参加を支援していくことが必要です。

##### ● 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた人づくり〔新規〕

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、世界中の多くの国や地域から、多くの選手や関係者、観光客が日本を訪れます。オリンピック・パラリンピックは多くのボランティアに支えられ開催されますが、ボランティア活動への参加や様々な国や地域の人々との交流は、本県の将来を担う人づくりのチャンスとなります。この機会をとらえ、子ども・若者のボランティア参加への機運を醸成することが重要です。

##### ● グローバル人材の育成〔新規〕

本県は、成田国際空港や千葉港、幕張新都心を抱え、海外から多くの人々が訪れるなど、社会のグローバル化<sup>7</sup>が進展しています。

加えて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として、来日・来県する外国人旅行者の増加が期待されるほか、国においては、海外留学に向けた機運の醸成が進められています。

<sup>7</sup> グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。

これらを踏まえ、日本人としての自覚とアイデンティティ<sup>8</sup>を持ちながら、広い視野に立って教養と専門性、豊かな語学力を身につけた上で、異文化やその多様性を認め、他国を尊重し、世界で活躍できる真の国際人を育てるための教育が必要です。

## ●子ども・若者の社会参加の促進

子ども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ、解決のために積極的に行動ができるようにすることが必要です。

このため、ボランティア活動などの社会参画体験を通じて、子ども・若者が自己のあり方、生き方を見つめ直すとともに、社会の中で生きる力の育成を図り、子どもや若者が積極的に意見を述べる機会や、政策決定過程に参画する機会を確保することが求められています。

### Column：ライトブルー少年賞

郷土千葉県の新しい時代を担う、心豊かなたくましい青少年を育成するため、青少年の善意や親切心に基づく善行を広く表彰し、その気運を全県に広めていこうとするものです。

ライトブルー少年賞という名称は、未来に明るい希望をもって努力する千葉県の青少年の姿と、三方を青い海で囲まれた本県を象徴して名づけられたものです。

表彰の対象となる活動は、公共物や自然の愛護、事故防止活動、環境美化活動、善導活動、慰問・奉仕活動などに分かれており、子どもたちが、自主的に社会参画をした活動について表彰するものです。

昭和49年度に創設され、平成26年度までに41回を重ねてきましたが、この間の受賞者は、個人で401名、団体で231団体を数えます。

<sup>8</sup> アイデンティティ：自己同一性。自分は何者であり、何をなすべきかという個人の心の中に保持される概念。広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織などある特定集団への帰属意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられる。

## 【主な施策】

### ○ボランティア活動などへの理解や参加促進（県民生活・文化課、生涯学習課、指導課）

- ・生涯学習センターにおいて、高校生を対象としたボランティア講座や成人を対象とした各種講座の開催、子どもや若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。
- ・子どもたちが、災害時に適切に判断し、それに基づく行動が取れるよう、各学校において、子どもたちの発達段階に応じた指導を行います。また、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度が身に付くよう、防災教育計画に基づく防災教育の推進を図ります。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催等も視野に入れながら、ボランティア活動や市民活動団体の活動などの県民活動<sup>9</sup>の意義や役割についての理解促進を図り、積極的な県民活動への参加に資するような情報発信や活動体験の場と機会の提供を行います。
- ・「ライトブルー少年賞」や公益財団法人千葉県青少年協会で行っている「中学生の主張」などの子ども・若者の意見表明や、自主的・自発的な活動を広く県民に広報することにより、子ども・若者の社会参画を促進します。

### ○国際理解・国際交流の促進〔新規〕（国際課、県民生活・文化課、教育政策課、指導課）

- ・わが国の将来を担う若い世代の国際理解・体験の機会を充実させ、異文化を理解し、国際社会で主体的に行動できる人材の育成を目指します。



ライトブルー少年賞表彰式

<sup>9</sup>県民活動：ボランティア活動や市民活動団体の活動など、県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動を意味する。

I の柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援  
基本目標 2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

#### 基本方策④ 職業能力・意欲の習得／就労等支援の充実

##### 【これまでの取組と課題】

##### ●若者の就労支援とキャリア教育の推進

バブル崩壊後の景気悪化に伴う新卒者の採用抑制や非正規雇用の拡大により、将来の展望が描きにくい、不安定な労働条件を余儀なくされる若者が増加しました。

近年では、就職率は改善されつつあるものの、就職氷河期に卒業を迎え、正社員として就職できなかった若者の多くは、いまだにニート（若年無業者）<sup>10</sup>やフリーター<sup>11</sup>として不安定な生活を送っており、その数は高水準で推移しています。

その一方で、新卒者の早期離職や、中小企業等は求人をしていても応募がないなどの「雇用のミスマッチ」も生じており、若者の職業意識・職業観をめぐる問題も指摘されています。

このため、子ども・若者が、望ましい勤労観や職業観を身に付け、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献することができるよう、発達段階に応じたキャリア教育<sup>12</sup>、職場体験やインターンシップ<sup>13</sup>を充実・推進していくことが必要です。

##### ●農業・水産業の担い手育成

本県は、温暖な気候と豊かな大地、海に恵まれ、多くの農林水産物で全国第1位を誇る農林水産県ですが、就労者の高齢化も進み、担い手の減少が続いています。

地域の産業の担い手の育成に向け、子どもたちに対し、関係者と連携して、農業・水産業に対する理解促進を図ることが必要です。

<sup>10</sup> ニート（若年無業者）：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいう。

<sup>11</sup> フリーター：15歳～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいう。

<sup>12</sup> キャリア教育：社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

<sup>13</sup> インターンシップ：児童生徒等が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

## 【主な施策】

### ○若者の就労支援（雇用労働課、産業人材課）

- ・「ジョブカフェちば<sup>14</sup>」を中心に、若年者と企業との相互理解を促進します。
- ・学卒者や離職者に対して、高等技術専門校<sup>15</sup>での施設内訓練や民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を行います。

### ○キャリア教育の推進（学事課、県立学校改革推進課、生涯学習課、指導課）

- ・若年者の就労意識を高めるため、職業理解・企業理解を進めます。
- ・学校教育の中で「生きる力」を育成するとともに、キャリア教育などの充実を図ります。
- ・地域との連携・協働により、一人ひとりの生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指します。
- ・子どもたちが、将来の職業に対する夢を育んだり、職業に対する理解を深めたりすることができるよう取り組みます。

### ○農業・水産業の理解促進（担い手支援課、水産課）

- ・農業・水産業の職業従事者との交流などを通じて、職業に関する理解の促進や知識の習得を図ります。

---

<sup>14</sup> ジョブカフェちば：「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」は、船橋駅前フェイスビル内に県が設置している施設であり、15歳から39歳（登録は44歳まで可）までの若者を対象とした就職支援センターで、就職・進路に関する相談や各種セミナーなどの様々なサービスを提供している。

<sup>15</sup> 高等技術専門校：千葉県立高等技術専門校では、中学校・高等学校を卒業して就職をしようとする人をはじめ、再就職や転職をしようとしている人などに職業能力開発を行い、企業での活躍が期待される「ひとづくり」を目指しており、県内に6か所設置されている。

## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標 3 困難な状況ごとの支援

#### 基本方策⑤ 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親への支援 **重点**

##### 【これまでの取組と課題】

##### ●いじめ防止対策の推進（P57 参考資料 6 参照）

文部科学省の平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、20,187 件で、前年度より 500 件減少しているものの、平成 22 年度に比べると約 2.4 倍となっています。

いじめへの対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子どもの悩みや不安を受け止めて相談にあたる教育相談体制の整備が重要です。

県では、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、平成 26 年 3 月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、また、同年 8 月に「千葉県いじめ防止基本方針」を策定しましたが、いじめ防止に向けてさらなる取組の充実を図ることが必要です。

##### ●ニート・ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援（P57~P58 参考資料 7、8 参照）

内閣府が平成 22 年に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもり<sup>16</sup>に関する実態調査）」によると、広義のひきこもりは全国で約 70 万人と推計されており、この数値をもとにした本県におけるひきこもり者数は、約 34,000 人と推計されています。

また、文部科学省の平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本県公立小学校における不登校児童数は前年度より 230 人増加の 1,086 人、公立中学校における不登校生徒数は前年度より 150 人増加の 3,884 人、公立高等学校の不登校生徒数は前年度より 45 人減少の 2,845 人となっています。

ニート・ひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者が抱える問題は、

<sup>16</sup> ひきこもり：様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には 6 ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいう。（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）



様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、関係機関が連携して支援に当たる必要があります。

県では、平成 24 年 1 月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、関係機関が幅広く参加して、困難を有する子ども・若者の総合的な支援のネットワークづくりを進めています。今後、一層の連携強化を図るとともに、市町村における連携体制の充実を図ることが必要です。

また、平成 24 年 7 月には、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を設置し、電話相談により、必要な情報の提供や助言、適切な専門機関へのつなぎなどを行っているところですが、平成 25 年度の相談者数は延べ 773 人と年々増加しており、他の機関・団体と有機的な連携を図りながら、よりきめ細かな相談体制の充実が求められています。

### ●高校中退者への対応

文部科学省が公表した平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本県の公立高等学校の中途退学者は 1,590 人で前年度より 27 人増加しています。中途退学の原因は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。

### ●障害のある子ども・若者への支援

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身につけるためには、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うことが必要です。

このため、障害のある子どもやその保護者に対する相談・支援体制の充実や、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ってきたところですが、これらの取組を進めるとともに、地域の教育資源の活用や障害特性に応じた様々な指導の改善を図ることが必要です。

また、特別支援学校の過密化の解消を進めるとともに、安全で適切な教育環境の整備・充実を促進することが必要です。

さらに、障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、支援の充実を図ったり、キャリア教育の充実を図ることが必要です。

## ●外国人の子ども等への支援〔新規〕

経済・社会のグローバル化に伴い、国境を超えた人の移動が活発化する中で、本県に住む外国人は、平成 25 年末現在で約 10 万 6 千人と、平成元年当時と比べると 3.8 倍になっており、これに伴い外国人の子ども等も増加しています。

このため、外国人児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、各学校における受入れ体制の整備・充実を図ることが必要です。

また、様々な事情により、不登校・不就学となっている外国人の子ども等に対しては、関係機関や市民活動団体と連携して、日本語の指導や学習習慣、日本文化、マナーなどを学ぶ機会を提供することが必要です。

### Column：千葉県いじめ防止対策推進条例

国の「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、積極的かつ効果的ないじめ防止等のための対策を実施するために、平成 26 年 3 月に制定しました。同条例に基づき平成 26 年 4 月に設置した千葉県いじめ問題対策連絡協議会においては、関係機関の情報交換及び連絡調整を、また、千葉県いじめ対策調査会においては、いじめの防止等に関する調査研究や平成 26 年 8 月に策定された千葉県いじめ防止基本方針を始めとしたいじめ防止等の対策に関する審議を行っています。



## 【主な施策】

### ○いじめ防止対策（学事課、指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・いじめの背景にある問題点を発見できるような相談体制を整えるとともに、日常の指導の中で、未然防止と早期発見・早期対応を図ります。

### ○ニート・ひきこもり等困難を抱える子ども・若者に対する支援（障害福祉課、県民生活・文化課、雇用労働課）

- ・多様化する子ども・若者の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う「千葉県子ども・若者支援協議会」の一層の連携強化と充実を図ります。
- ・様々な悩みを抱えた子ども・若者やその家族などがまず相談でき、内容に応じて関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供及び助言を行う一元的な総合相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター」の相談体制の充実を図ります。
- ・若年無業者の個々の状況に応じた職業的自立支援を行う拠点である「ちば地域若者サポートステーション<sup>17</sup>」の充実を図ります。また、関係機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した支援を行えるよう関係機関との連携を強化します。
- ・ひきこもりに悩む若者自身やその家族の相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター<sup>18</sup>」を設置運営し、相談に応じます。

### ○不登校への対応（学事課、指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・不登校の子どもや親が専門的な見地から助言を受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・いじめをきっかけとして不登校に発展する例も少なくないため、対応に当たっては学校と家庭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図ります。

---

<sup>17</sup> 地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供している。

<sup>18</sup> ひきこもり地域支援センター：平成 23 年 10 月に千葉県精神保健福祉センター内に設置された電話相談窓口で、専門的な知識を有する相談員が、ひきこもりの本人や家族からの電話相談に応じ助言を行うとともに、相談内容に応じ医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関を紹介している。

○中途退学の未然防止と高校中退者への支援（学事課、県民生活・文化課、雇用労働課、指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・学業不振、学校生活への不適應などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整えます。
- ・高校中退者に対し、就労・学び直しなどの各種支援を行います。

○障害のある子どもへの支援（学事課、障害福祉課、特別支援教育課）

- ・障害のある子どもやその保護者に対する相談・支援体制を充実させるとともに、障害のある子どもへの支援を実施する事業所や施設の充実を図ります。また、障害のある子どもに対する就学時及び就学後や就労に向けた支援を行います。

○外国人の子どもへの支援〔新規〕（指導課）

- ・外国人の子どもが、就学や修学において支障を来たすことがないように、不就学解消への取組や、適応指導・日本語指導など学習しやすい環境づくりを図るとともに、相談体制の充実を推進します。

Column：千葉県子ども・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき設置した協議会です。当協議会は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の深刻な問題に対応するため、教育、福祉、保健、矯正、更生保護等の官・民による様々な機関でネットワークを構築し、対象となる子ども・若者への切れ目のない総合的な支援のあり方等を検討しています。

ひとりで悩まず相談を！



**「ライトハウスちば」**  
(千葉県子ども・若者総合相談センター)

**043(301)2550**  
(火曜～日曜 10:00～17:00)

**FAX 043(287)8818**

 [lighthouse@abeam.ocn.ne.jp](mailto:lighthouse@abeam.ocn.ne.jp)

専門の相談員が電話であなたの悩みを聞き、適切な支援機関を探し、そこへ確実に「つなぐ」業務を行っている、県が設置したセンターです。

**千葉県**

千葉県子ども・若者総合相談センター  
「ライトハウスちば」

Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標 3 困難な状況ごとの支援

## 基本方策⑥ 子どもの貧困問題への対応と経済的支援 **重点**

### 【これまでの取組と課題】

#### ●子どもの貧困問題への対応（P58 参考資料 9 参照）

平成 25 年「国民生活基礎調査（概況）」（厚生労働省）によると、「子どもの貧困率<sup>19</sup>」は、平成 24 年には、平成 21 年に比べてさらに上昇し、過去最悪の 16.3%となり、実に 6 人に 1 人の子どもが貧困に陥っているという調査結果が公表されました。

また、OECD によると、我が国の子どもの相対的貧困率は、OECD 加盟国 34 か国中 10 番目に高く、OECD 平均を上回っています。特に子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率<sup>20</sup>は OECD 加盟国中最も高くなっており、ひとり親家庭など大人 1 人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策推進法」という。）が制定され、また、26 年 8 月には、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本県においても、同法及び大綱を勘案の上、子どもの貧困対策に係る県計画を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。また、親の貧困が子どもを貧困に陥らせるといった、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切ることが大きな課題です。

#### ●貧困の状況にある子どもや親への経済的支援と学習支援

学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、貧困の状況にある子どもや親に対して、医療費助成や教育費負担軽減などの経済的支援や学習への支援などに総合的に取り組むことが求められています。

<sup>19</sup> 子どもの貧困率：17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分。平成 24 年は 122 万円）に満たない世帯で暮らす 17 歳以下の子どもの割合。

<sup>20</sup> 相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合。

## 【主な施策】

### ○子どもの貧困対策計画の策定〔新規〕（健康福祉指導課）

- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、「都道府県子どもの貧困対策計画」の策定について検討します。

### ○経済的に困難な状況にある子どもとその家族に対する支援（学事課、健康福祉指導課、児童家庭課、財務施設課）

- ・教育費の軽減や、ひとり親家庭への医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ・進学等に対して学習課題を抱えているが、経済的理由により学習塾等へ通うことが困難な子どもに対して学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。



## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 基本目標 4 非行・被害防止・保護

#### 基本方策⑦ 非行・犯罪防止と立ち直り支援 **重点**

##### 【これまでの取組と課題】

##### ●少年による非行・犯罪の防止と立ち直り支援

平成 25 年に検挙された、本県における万引・自転車盗等の刑法犯少年<sup>21</sup>の総数は、2,627 人（前年比△338 人、△11.4%）で、平成 16 年をピークに減少傾向にあります。このうち再犯者数は 839 人で、再犯率は 31.9%となっており、再犯率は増加しています。また、振り込め詐欺等、特殊詐欺で検挙された少年は 25 人で、3 年前の 12 倍に増加しています。

また、不良行為により補導された少年は 35,452 人で、喫煙・深夜徘徊で全体の 8 割を占めています。

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが重要であることから、地域・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していくことが必要です。

また、このような少年による犯罪は、他人への思いやりの欠如や、規範意識の低下が原因となっていると考えられるため、豊かな心の育成を図る「心の教育」に努めるとともに、非行を犯してしまった少年を立ち直らせ、再び非行を犯さないよう、少年の状況やその取り巻く環境に応じた非行・犯罪防止・再発防止と立ち直り支援を進めていくことが必要です。

##### ●薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）

近年では、従来の麻薬、覚せい剤、大麻などの薬物に加え、危険ドラッグを使用したことによる死亡事故や重大な健康被害、第三者を巻き込んだ交通死亡事故が全国各地で発生するなど、大きな社会問題になっています。

平成 26 年における県内の危険ドラッグの乱用による検挙者数は 35 人（うち 20 歳代・30 歳代で 25 人（71.4%）、20 歳未満も 2 人検挙されている）となっています。また、スマートフォンやインターネットの普及により入手方法が多様化しており、予断を許さない状況です。

<sup>21</sup> 刑法犯少年：刑法犯で警察に検挙された 14 歳以上 20 歳未満の少年。交通事故に係る業務上過失致死傷罪、危険運転致死傷罪などは含まれない。

危険ドラッグは、強い常習性を持つ麻薬、覚せい剤、大麻などへの入門薬物といわれていることから、特に子ども・若者に対する薬物乱用防止の一層の広報啓発が重要です。

そこで、「危険ドラッグは、持たない！買わない！使わない！」を合い言葉に、子ども・若者が、薬物乱用防止の正しい知識と誘われても断る強い意志を持ち、絶対に薬物乱用をしないよう、薬物乱用防止指導員や関係団体と連携し、子ども・若者及び保護者に対する薬物乱用防止教育や啓発活動を行うことが大切です。

#### Column : 危険ドラッグ

「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（危険ドラッグ）を吸引し、意識障害やおう吐、けいれん、錯乱などを起こし、救急搬送されたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。また、危険ドラッグを吸引して自動車を運転し、交通死亡事故を引き起こす事件なども全国各地で発生しており、危険ドラッグの乱用は大きな社会問題になっています。

危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤などの規制薬物と似た作用をもつ化学物質が含まれており、法律で規制しても化学構造の一部を変えるなど、新たな物質が次々と登場しています。危険ドラッグは原料に何が含まれているのか、また、身体にどのような悪影響を及ぼすか全く分からないことから、危険ドラッグを身体に使用することは、自らの身体を使って、毒性等の試験を行っている非常に危険なこととの認識が必要です。

※脱法という言葉が安易な使用を招いているとして、平成 26 年 7 月 22 日から「脱法ドラッグ」に代わる新たな呼称として「危険ドラッグ」が採用されました。



## 【主な施策】

### ○非行・犯罪防止活動の推進（健康福祉指導課、県民生活・文化課、生活安全総務課、少年課、交通捜査課）

- ・学校と警察の連携を図り、また、要請に基づく学校への警察職員の派遣を行います。
- ・犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての啓発運動に取り組みます。
- ・非行・被害防止についての理解と認識を深めるため、新中学生の保護者や新高校生に向けたリーフレットを作成・配布し、啓発を図ります。
- ・暴走族等による指導取締りを強化し、再発防止・離脱相談に努めます。

### ○立ち直り支援（少年課）

- ・非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、ボランティア活動等を通じた支援や居場所づくりを行います。



### ○薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）（薬務課、指導課、学校安全保健課、少年課）

- ・学校・家庭・地域等が一体となった薬物乱用防止教育及び啓発活動を行うとともに、教育相談に応じます。
- ・「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例<sup>22</sup>」に基づき、危険ドラッグ対策の強化を図ります。

---

<sup>22</sup> 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例：薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、薬物の濫用の防止に関する県と県民の責務、基本的施策及び具体的規制を規定した条例であり、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標 4 非行・被害防止・保護

### 基本方策⑧ 虐待・犯罪等の被害防止

#### 【これまでの取組と課題】

#### ●児童虐待の防止（P59 参考資料 10 参照）

本県の児童相談所が平成 25 年度に対応した相談件数は、4,561 件で、5 年前に比べて約 2 倍となっており、年々増加傾向にあります。また、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。

県では、要保護児童対策地域協議会<sup>23</sup>の機能強化を図ってきたところですが、児童虐待は、子どもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与えるため、発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制を整備し、充実していくことが必要です。

#### ●福祉犯罪<sup>24</sup>等の防止

インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯をはじめ、少年の福祉を害する犯罪は後を絶ちません。本県の平成 25 年の福祉犯検挙件数は 372 件で、前年と比べ減少したものの、依然として高い発生状況です。特に、児童ポルノ事犯の検挙件数は 83 件で、過去最多となっています。

また、最近では、元交際相手などの性的な画像を、恨みなどからネット上に流出させる「リベンジポルノ」が若者を中心に社会問題化しており、平成 26 年 11 月には、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供被害防止法」が成立しました。

児童ポルノや児童買春<sup>25</sup>、リベンジポルノなど、性を対象とする犯罪については、被害児童・若者への心理的・身体的影響、将来にわたって続く苦しみははか

<sup>23</sup> 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するもの。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほかに、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催する。

<sup>24</sup> 福祉犯罪：児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

<sup>25</sup> 児童ポルノ・児童買春：「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第 2 条の規定による 18 歳に満たないものに対する買春（児童買春）や成功等の写真・電磁的記録に係る記録媒体等（児童ポルノ）をいう。

り知れず、これらの犯罪の取り締まりや、被害者への立ち直り支援を効果的に推進していく必要があります。

### ●自殺防止〔新規〕

厚生労働省の平成 24 年人口動態統計によると、本県の自殺者数は平成 10 年に急増し、その後高い水準で推移してきましたが、平成 24 年には 1,215 人と、15 年ぶりに 1,300 人を下回りました。年齢層別の死因については、自殺による死亡は全体では 7 位となっていますが、10 歳から 39 歳までの年齢層では死亡原因の 1 位となっています。

思春期は精神的な安定を損ないやすく、受けた心の傷は生涯にわたって影響する可能性があり、子どもや若者の自殺対策は重大な課題であるとされていることから、子ども・若者の自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。



## 【主な施策】

### ○児童虐待防止対策（児童家庭課）

- ・児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童の適切な保護及び自立支援のため、切れ目のない総合的な支援の実現に向けて体制整備を図ります。
- ・児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークが重要であることから、県内市町村の「要保護児童対策地域協議会」の機能向上や設置を促進します。

### ○少年の福祉を害する犯罪への対策（少年課）

- ・児童買春や児童ポルノを始めとした、少年の福祉を害する犯罪であるいわゆる福祉犯罪の取締りを進めます。

### ○犯罪被害に遭った子どもへの対応（少年課）

- ・臨床心理士の資格を有する職員によるカウンセリングを実施するなど、被害少年への立ち直り支援を行います。

### ○相談体制の充実（児童家庭課、指導課、子どもと親のサポートセンター）

- ・教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」をはじめ、電話やFAX、メール等により、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。
- ・「子ども・家庭 110 番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が 24 時間・365 日いつでも、いじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもにかかわる様々な相談に応じます。

### ○自殺対策〔新規〕（健康づくり支援課、指導課、学校安全保健課）

- ・心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標5 地域社会の連携の強化

### 基本方策⑨ 家庭・学校・地域の連携

#### 【これまでの取組と課題】

##### ●家庭教育力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

しかしながら、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化しています。

また、子育て家庭は、孤立感や不安感を抱く場合も多く、それを取り除くことや親であるための、あるいは、親となるための学習を支援する取組の必要性が高まっています。

これまでも、親の学習機会や悩みを持つ親の相談対応の充実を図ってきたところですが、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していくことが必要です。

##### ●地域の教育力の向上

子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携し、多様な教育活動を社会全体で支える体制づくりが求められています。

特に、学校や社会教育施設を地域コミュニティの中核と位置付け、多様な人々のネットワークや協働体制を確立することが必要です。

このため、地域住民等の参画により、学習や体験活動など、子どもたちの多様な教育活動を支援する取組を推進するとともに、学校と地域を結ぶ人材を引き続き育成していくことにより、地域の教育力向上につなげることが大切です。

## 【主な施策】

### ○家庭教育への支援（学事課、生涯学習課）

- ・教育の出発点である家庭での教育について、各家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の役割や子育てに関する学習機会の提供や、家庭教育相談の充実を図ります。

### ○開かれた学校づくり（県立学校改革推進課、生涯学習課）

- ・保護者や地域住民が、ボランティアとして学校運営に参画することで、より良い教育の実現とともに、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指します。
- ・地域との連携・協働により、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指します。
- ・学校運営に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域住民の学習の促進や体力の向上、健康の増進を図るとともに、子ども・若者と地域住民との交流を図ります。

### ○子どもの「居場所」づくりの推進（生涯学習課）

- ・すべての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、放課後や土曜日等に余裕教室を活用し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行うなど、放課後子供教室の取組を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実に努めます。

### ○地域と連携した取組の推進（県民生活・文化課、生涯学習課）

- ・地域の子どもは地域みんなで守り育てるという発想で、家庭・学校・地域の連携がそれぞれの役割を果たすとともに、一丸となって子どもたちの教育に協力し合う環境づくりを進めます。



県下一斉合同パトロール  
(千葉市青少年補導員連絡協議会)

### Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

#### 基本目標 5 地域社会の連携の強化

#### 基本方策⑩ 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

##### 【これまでの取組と課題】

##### ●関係機関の連携の強化

子ども・若者育成支援活動のためには、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

現在、子ども・若者育成支援活動を行っている団体には、青少年相談員<sup>26</sup>や青少年補導員<sup>27</sup>などの「制度ボランティア」や、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会など、全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体など様々な団体等があります。

これまでも、子ども・若者育成団体への支援を行ってきましたが、こうした子ども・若者育成支援団体等の活動がさらに十分な効果を上げるためには、個々の団体がその活動内容の充実を図るとともに、それぞれの団体の横の連携が不可欠です。

特に、少子化、核家族化などにより地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家庭や地域の機能を補完する各団体の多様な活動を支援するとともに、団体間の連携を強化し、情報の共有化と協力体制の整備を進めることが必要です。

##### ●青少年育成活動の担い手となる人材の育成〔新規〕（P59 参考資料 11 参照）

少子化や価値観の多様化等により、子ども会やボーイスカウトなどの青少年育成団体への子どもの加入者数は減少傾向にあります。このため、各団体の活動が、現代の子ども・若者のニーズに即した魅力的なものとなるよう、活動内容の見直しや充実を図るとともに、地域住民に積極的に広報していくことが必要です。

また、青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方、若年層人口の減少や団体の認知度の低さなどにより、後継者の不足が大きな課題となっています。

このため、地域の青少年育成活動を支える担い手の資質の向上を図るとともに、後継者の育成を行っていくことが必要です。

<sup>26</sup>青少年相談員：地域社会における青少年健全育成活動の積極的な推進を図るため、市町村長の推薦に基づいて知事が委嘱しているボランティアで、全市町村に配置（定数4,293名：平成27年4月1日現在）されている。

<sup>27</sup>青少年補導員：青少年の非行防止を目的に設置されたボランティアで、県下17市において、合計で2,086人（平成26年5月1日現在）が委嘱されており、区域内の盛り場、駅、公園、映画館等を巡回し、補導活動を行い、子どもの見守り活動、有害情報の浄化活動等に取り組んでいる。

## 【主な施策】

### ○様々な主体と市民活動団体等との連携・協働の促進（県民生活・文化課）

- ・子どもを取り巻く課題解決や教育の充実を図るため、学校が市民活動団体への理解を深め、市民活動団体と連携を始めるきっかけとなる研修会を実施します。
- ・連携による地域づくりの促進を図るため、地域の様々な課題解決に向け、学校、地縁団体、企業、行政機関等と市民活動団体とが連携して取り組んでいる事例の中から、優れた事例を表彰し、広く県民に周知します。

### ○困難を抱える子ども・若者支援のための関係機関との連携強化（県民生活・文化課）＜再掲＞

- ・多様化する子ども・若者の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う「千葉県子ども・若者支援協議会」の一層の連携強化と充実を図ります。

### ○青少年相談員、青少年補導員、青少年育成団体等との連携（県民生活・文化課）

- ・青少年相談員、青少年補導員や青少年育成団体等の活動を支援し、団体間の連携を強化します。

### ○（公財）千葉県青少年協会との連携・協力（県民生活・文化課）

- ・（公財）千葉県青少年協会と連携し、地域における青少年健全育成活動の基盤強化を図ります。
- ・（公財）千葉県青少年協会と協力しながら、青少年育成団体や関係団体間の連携強化を目指すとともに、青少年育成活動の担い手の育成を図ります。

### ○民生委員・児童委員との連携・協力（健康福祉指導課、児童家庭課）

- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員との協力・連携関係を築き、地域の子ども・若者の実態等について、情報の共有化を促進します。



青少年相談員 50 周年記念ダンスイベント



Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 6 社会環境の見直しと整備

**基本方策⑪ 子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応** **重点**

#### 【これまでの取組と課題】

#### ●スマートフォン・インターネット等情報化社会への対応（P59~P61 参考資料 12(1)~(4)参照）

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、内閣府の「平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、スマートフォンの所有率は、小学生 16.3%、中学生 49.9%、高校生 83.4%と急増しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

さらに、インターネット利用の長時間化による「ネット依存」の問題や、インターネット上での「ネットいじめ」の問題も深刻化しています。

県では、県内の全ての中学校・高等学校・特別支援学校を対象に、平成 23 年度から青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施していますが、平成 25 年度における問題のある書き込み総数は 3,275 人で、年々増加傾向にあります。

このため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリング<sup>28</sup>の普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

#### ●犯罪にあいにくいまちづくりの推進

刑法犯認知件数は減少しつつありますが、空き巣やひったくり、自動車の盗難など県民の身近で発生する犯罪は依然として高い水準にあります。

また、全国で子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が発生しています。本県にお

<sup>28</sup> フィルタリング：「閲覧をできないようにする」「不要な情報を遮断する」などの何らかの意図を有し、一定条件に基づいて情報を分類/制限すること。

いても、各地で児童生徒の連れ去り事件・未遂が相次ぐなど、子どもたちの安全が脅かされています。

子どもたちを事件や事故の被害から守るためには、警察や自治体等の取組はもとより、保護者や学校関係者をはじめとする地域の大人たちが一体となった取組を進めていく必要があります。

また、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、県民一人ひとりの防犯意識の高揚と主体的な取組が求められています。



#### Column：青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）

平成 23 年 4 月から、中・高生を主な対象として、ネットによるいじめ、非行、犯罪から守るため、青少年の利用頻度が高いサイト（プロフ、ブログ、掲示板等）の監視を行う青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施しています。

平成 25 年度の実施状況を見ると、問題のある書き込み人数は、3,275 人であり、高校生が全体の約 9 割を占めています。また、性別では女子が 8 割を超えています。問題のある書き込みのうち、特に問題のある書き込み総数は 874 人（延べ 1,055 件）であり、そのうち、緊急対応が必要なものは 9 人、生徒指導や削除依頼が必要な生徒は 865 人でした。これらについては、各教育委員会をはじめ、関係機関を通じて学校等へ情報を提供し、対応を図っています。

## 【主な施策】

### ○子ども・若者にとって有害な環境の浄化（県民生活・文化課）

- ・千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ・非行・被害防止についての理解と認識を深めるため、新中学生の保護者や新高校生に向けたリーフレットを作成・配布し、啓発を図ります。
- ・青少年補導員の社会環境整備活動事業の支援を行い、地域の環境整備を図ります。

### ○スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進（県民生活・文化課、少年課、サイバー犯罪対策課）

- ・子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、サイバー犯罪による被害の防止を図るため、ネットパトロールや啓発活動に取り組みます。

### ○情報教育の推進（県民生活・文化課、指導課）

- ・子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力（情報リテラシー）や、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身につけるための取組を進めます。

### ○消費者教育の推進【新規】（生活安全課）＜再掲＞

- ・子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。

### ○地域の防犯力向上（生活安全課、学校安全保健課、子ども女性安全対策課）

- ・県、警察、市町村、地域のボランティア等が連携し、地域の自主防犯意識や連帯感を高めていきます。
- ・子どもたちが安全で安心な学校生活を送るために、地域と学校とが連携し、安全教育を推進します。

### ○犯罪の起こりにくい環境づくり（生活安全課、子ども女性安全対策課）

- ・「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」に基づき、安全で安心なまちをつくるための体制の整備を推進します。

- ・ 県民・市町村・警察などが連携した「まち」の防犯診断や、不審者情報の提供などを通じて、安全で安心なまちづくりを推進します。

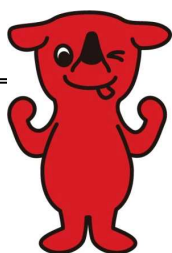
#### Column：千葉県青少年健全育成条例

千葉県の青少年(小学校就学の始期から18歳未満)が、健康で明るく、心身ともに健やかに育つよう、必要な環境の整備を図るとともに、これを阻害するおそれのある行為を防止するための条例です。ぜひ知っておきましょう。

##### 主な内容

- 青少年にとって特に有益な映画・図書等の推奨
- 著しくわいせつ、粗暴、残虐、犯罪を誘発する本・雑誌・DVD・玩具等の、有害図書・有害玩具としての指定。また、これらを青少年に販売する等の禁止
- 青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段による性行為又はわいせつな行為の禁止
- 青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に外出させることの制限
- 深夜にカラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店へ青少年を入場させることの禁止
- 青少年が使用する携帯電話（スマートフォン含む）について、携帯電話事業者等のフィルタリングサービス内容等の説明義務

なお、対象店舗（書店・青少年の深夜入場禁止施設・携帯電話等販売店など）に対して、有害図書等の区分陳列、青少年の深夜入場制限、青少年が使用する携帯電話・スマートフォンに係るフィルタリングサービス内容等の説明などについて、職員による立入調査を実施し、条例における遵守事項の確認と指導を行っています。



Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり  
基本目標 6 社会環境の見直しと整備

## 基本方策⑫ 子どもを育てる環境の整備

### 【これまでの取組と課題】

#### ●ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが仕事と生活の調和を図り、安心して子どもを産み育てていくためには、ワーク・ライフ・バランス<sup>29</sup>（仕事と生活の調和）の実現が必要です。

県が県内事業所を対象に実施した平成 25 年度「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、回答事業所の約 35%が、「結婚・出産を経ても働き続けることが一般的になっている」と回答しており、企業のワーク・ライフ・バランスに対する取組は一定の広がりを見せています。

県では、企業経営者の理解と取組を促進させるための普及啓発活動として、県内中小企業者等を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーの開催等を行ってきましたが、一方で、仕事と生活の両立支援について消極的な事業所も約 4 分の 1 近くあり、従業員規模の小さい事業所ほど消極的な傾向にあります。

このため、特に中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの正しい知識とその効果について、引き続き普及啓発を図ることが必要です。

また、男性も女性も、雇用・就業形態の多様化に対応し、ライフスタイルに応じて、柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる雇用環境を整備することが必要です。

#### ●女性の活躍促進

女性労働者を取り巻く環境は、男女雇用機会均等法等の法制面での充実が図られてきたことにより、一定の改善が図られています。

県が実施した平成 25 年度「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、女性の活用について、「男女とも区別せず活用する」事業所が約 50%に達しています。また、女性管理職がいる事業所のうち約 45%が、女性を活用することによって何らかの経営上の効果があったと回答しています。

<sup>29</sup> ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳される。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスを取り、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれている。

一方で、出産・子育てを機に退職した元社員の再雇用制度のある事業所は15.9%にすぎません。

女性は、再就職をしても非正規雇用の割合が高く、正規社員との賃金格差が、女性が貧困に陥りやすい状況を作っていると推測されます。

少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、日本経済の担い手として、女性の活躍促進は重要であり、女性に着目した活用拡大の考え方をさらに普及啓発していく必要があります。

そして、就業を望む女性が、子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、就業を中断した場合でも、希望に沿った再就職などができるように再チャレンジへの道を開くことが大切です。

#### Column : 女性の活躍促進

政府では、成長戦略の中で、「女性の活躍促進」を掲げており、「2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」「2020年に女性（25歳から44歳）の就業率を73%にする」「2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にする」等を掲げ施策の推進を図ることとしています。

### 【主な施策】

#### ○ワーク・ライフ・バランスの推進（雇用労働課）

- ・ 県民がライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる労働環境の整備を目指し、県民、企業等の理解を広め、意識啓発を図ります。
- ・ 中小企業に対し両立支援アドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた両立支援制度等について助言を行うとともに社員向けにワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。

#### ○女性の活躍促進（男女共同参画課、雇用労働課）

- ・ 女性の採用・登用や職域拡大のための取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。